

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(玄海3、4号機(529))」
2. 日時：令和2年9月28日 13時45分～14時40分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室(※一部TV会議システムによる出席)
4. 出席者：(※TV会議システムによる出席)

原子力規制庁

(新基準適合性審査チーム)

藤森安全管理調査官、塚部管理官補佐、御器谷管理官補佐、宮本安全審査専門職

九州電力株式会社 原子力発電本部 原子燃料計画グループ課長 他6名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・資料1 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について「3号炉使用済燃料貯蔵設備増強工事に伴う変更」
- ・資料2 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について「3号炉使用済燃料貯蔵設備増強工事に伴う変更」(補足説明資料)

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:09	規制庁の宮本です。それから、それからヒアリングを始めますのでよろしくお願い致します。
0:00:15	配付資料の2件ということですので、
0:00:18	資料2冊説明お願いいたします。
0:00:22	はい。休職仕事です。それでは説明の方始めさせていただきたいと思います。本日は玄海3号炉のラッピング書かれるって思ってる変更認可申請について、8月31日に申請いたしまして、
0:00:39	9月の25日、先週ですけれども、検査制度の2課の方が9月の17日に取りましたのでその内容を取り込む補正をさせていただいてございます。審査資料につきましても、この9月の25日の補正内容を反映したもので、今回は御準備させていただいております。
0:01:00	まずですね概要資料ということでパワーポイント資料を準備しております、その補足説明資料ということで別資料を準備してございます。
0:01:10	今回は下がったりっていうの概要資料につきましてご説明させていただきたいと思います。よろしくお願い致しますそれでは説明を始めさせていただきます。
0:01:23	金州電力の田中です。それから概要資料の説明をさせていただきます。
0:01:31	まず、目次を見ているのは行って、流れとしては、申請の概要について説明して、そのあとに実際に変更内容について説明していきます。
0:01:41	なぜ申請の概要について説明します。
0:01:44	深成岩系列申請案件率が以下の申請案件に対し、都議会減少してた保安規定変更認可申請を実施しました。
0:01:54	3号炉使用済み燃料貯蔵設備増強工事に伴う変更に伴ってす。
0:02:01	保安規定の変更申請を行っています。
0:02:04	申請概要について説明します。
0:02:07	NTA個人伴う変更ということで、3月から使用済み燃料貯蔵設備の貯蔵への移行を変更するとともに、3号炉ば燃料物質取り扱い設備の一部使用済み燃料貯蔵設備の一部及び使用済み燃料ピット水浄化冷却設備は3号炉及び4号炉共用とします。
0:02:27	これに伴い、関連する条文の変更を行います。
0:02:31	該当する条文といたしまして、第1点、運転段階の原子炉施設編の第93条、95条、96条の変更を行います。
0:02:42	また同時に記載の適正化に伴う変更も行います。
0:02:48	ページをめくっていただきまして、実際に変更内容について説明していきます。

0:02:54	まず 93 条、95 条計 16 条すべてに共通する事柄として使用済み燃料ピットの領域管理の話が出てきますので、これについて説明します。
0:03:05	キャッピング前の玄海 3 号機で使用済み燃料ピットではさせるラックを使用しており、燃料タイプ、ウラン燃料の初期濃縮度及び名称でございまして、ちょうどする領域を設定してどう管理する使用済み燃料ピット領域管理あたりになれば、
0:03:22	リラッキングら添加ステンレス構成のなく繋がるため、ウラン燃料に対する使用済み燃料ピットの維持管理が必要となります。
0:03:31	下に実際に保安規定、保安規定にしているという説明しています。前の方が見ていただくと白い枠で囲んで領域 1 に関しては、
0:03:44	理解に達しやすい短縮との戦いウラン燃料であったり、MOX燃料を保管しており、
0:03:52	職員、
0:03:54	決して悪い領域に関しては、燃焼度が 22 条の、より運開いたしにくい粘土等を保管しておりました。
0:04:04	しかしリラッキングは先ほども述べたように、ウラン転換何点かのステンレス工数のラックとなるため、ウランに対する領域管理を必要となります。そのため、領域 1 領域とともにウラン燃料は保管することができ、
0:04:20	MOX燃料に関しては、
0:04:23	ウラン燃料は臨海いたしやすいことから、領域 1 に入れて周りに保管するようになっています。
0:04:32	続いて、次のページにいていただきまして、実際に変更箇所何本変わるところで説明いたします。まず一つ目に、先ほど述べたように金庫における使用済み燃料ピット領域管理の変更に伴い、
0:04:48	第 116 代表していただき 96 条、説明してます。第 96 条第 1 項事業変更を行っています内容といたしましては、
0:05:00	燃料タイプ、ウラン燃料の燃焼度ウラン燃料の初期濃縮度及び配置に基づいて、
0:05:06	配置の条件に基づいて保管していましたが、リラッキング側、燃料タイプ及び配置のみの条件で
0:05:17	保管することができます。
0:05:20	図 1 で記載の適正化と内第 96 条第 1 項 11 号の変更を行いました。
0:05:28	リラッキング前は、
0:05:31	11 号ミキヤくいただくと、人間の移動にあたっては、文言になっていましたが、

0:05:37	前燃料の保管に関しては、MOX燃料だけうちにつればよいので。MOX燃料都合に際しというのに書いております。
0:05:47	三番の使用済み燃料ピットの共用化に伴い、旧町 96-1 の変更を行っております。
0:05:54	変更前は 4 号炉の使用済み燃料は 4 号炉の使用済み燃料ピットいいちようど可能としておりましたが、変更後は 4 番の修繕料が 3 号炉 4 号炉、
0:06:06	ここに 3 号炉 4 号炉ともに連系貯蔵が可能ということとしております。
0:06:16	最後に付則について説明します。
0:06:19	リラッキング工事期間中の使用済み燃料ピット領域管理及びカラーか手帳については規則に記載しております。
0:06:27	今回だっという工事は 8 ブロックの使用済み燃料ラックを先に訳 1 ブロックですりかえ取りかえたブロックごとに一部ミッション処理は取得する計画としています。
0:06:38	一部使用承認が必要な理由として下の四角の括弧で説明しております。
0:06:43	直売所が逼迫しており、一度に複数ブロックを空にして取りかえることが不可能であるため、取りかえたブロックごとに使用前検査を受検し、一部使用承認取得性質があります。
0:06:55	一部使用承認取得したブロックには次取りかえるブロック燃料用させジャッジブックを取りかえていく計画としていますが、右下の図に仕様使用前検査及び一部使用承認、
0:07:09	取得するタイミングについてのイメージ図が示しております。
0:07:13	THAI
0:07:15	一期なしブロックを見ていただくと。
0:07:18	Cブロックの工事が工事が最後に使用前検査を受検して一部使用承認を取得し、それを各ブロックについて続けていく計画としております。
0:07:29	最後に実際に不測の内容を記載しております規則の三番において、前半の産業で本規定す混載したい 93 条 95 条 96 条については、リラッキングの工事に関わる使用前検査終了日以降に適用すると記載しております。
0:07:49	後半の 7 号機において直しをで見るような区ごとの工事が完了し、一部使用承認取得者ブロックについては 93109596 条適用することとし、そういう例が 10. の例によるってということとしております。
0:08:06	説明は以上になります。
0:08:14	規制庁宮本です。
0:08:17	質問、確認したことありますので、
0:08:21	よろしくお願いいたします。

0:08:25	まず、それはいろいろ 2 ページ目をお願いいたします。
0:08:35	ちょっと確認なんですけど、今回、この図の 91 ページ、こちらも、
0:08:42	変更対象に、
0:08:44	なるのかなと思っているんですが、
0:08:49	すみません、この
0:08:57	ちょっとまず確認なんですけども、検討の前提として、当所済み燃料の貯蔵能力が 1050 万 7050 台から 1872 体が変わるという前提があるんですが、この 1050 から 1000。
0:09:13	672 体変わるということは、
0:09:17	こちらは保安規定にはこれ定められていることなんでしょうか。
0:09:25	保安規定には特に九州電力の田中です。規程に特に定めておりません。
0:09:33	以上です。はい、規制庁の山本です。
0:09:37	わかりました。江藤。
0:09:41	この概要資料を見ますと、その大前提ところがちょっと見えにくい状況でいきなりこの領域間水が出てきてしまいますので、ちょっとそこはわかってる方がいいのかなと思っておるんですが、
0:09:58	あと 93-1 図につきまして、
0:10:02	確認ですけれども、この
0:10:06	ピット使用済燃料ピットBとか出現頻度ピットへの
0:10:11	これ、
0:10:14	左下に三つ左上のほうかけてる領域っていうのは、
0:10:20	過去の
0:10:22	白地の部分。
0:10:24	も含めて変更するっていうことになるかと思うんですけども。
0:10:29	言葉破損燃料のこと。
0:10:32	もう段落の変更のこと言ってるんでしょうか。
0:10:38	はい、九州電力の長谷川と申します。はい。ご指摘の通り、欠けている箇所につきましては通常の年表 4 体分を 1 燃料タイム 1 っつのはさ燃料容器として、
0:10:51	そこに配置する予定でございます。
0:10:56	規制庁の山本です。確認ですがこれはリラッキング工事に係る関係する
0:11:02	関係役員工事に伴ってその破損燃料ラックも本数をふやすってそういうわけではなく、基本的に切り離された別の
0:11:13	中身だって考えていいでしょうか。
0:11:23	規制庁ミヤモトですけれども申し上げたいことは等の破損燃料ラックの体数を減らすっていうことは、

0:11:35	リラッキング工事とリンクしてるっていうよりは、例えばそもそも破損燃料が余し実績としてないので、
0:11:44	少ないので、そういうスペースを減らすとかそういう理由であれば、今回あわせてやるんだっていうことなのか、或いはRELAP5 時とこう関係が出てくる話なのかちょっと前提を確認したくて質問してます。
0:12:02	九州電力の長友でございます。ただいま御指摘ですけれども、今回、規制庁側の方、認識の通り、火山の燃料の数が少ないですと発生頻度が少ないということで、履歴に合わせて破損用燃料ラックの数も減少させてございます。以上です。
0:12:20	わかりました。規制庁ミヤモトですわかりました。
0:12:33	今このスライドは、聞いてによってそのスライドの悪魔領域管理。
0:12:39	についてこう変わりますよって話やリラッキング個人の問題なの。
0:12:45	伴ってっていう話なので、
0:12:47	ちょっとそういった破損燃料ラックの話もあわせてされるのであれば、ちょっとどっか概要なり、補足説明の構いませんので、
0:12:59	この部分をきちっと書いていただいたほうがいいのかなと考えます。あと、ちょっと前提条件として 1607 円板にかわる変わるんですよっていうところが
0:13:10	町教委生成される資料にちょっとその辺のところは今よくわからなかったの で、その辺のところも少し明確にされると、より引き続きわかるのかなと思います。
0:13:24	九州電力の田中です。承知いたしました正解したいと思います。
0:13:40	規制庁の山本です。先ほど答えていただいたかもしれないんですが、
0:13:45	もう破損燃料ラックのところっていうのは、今実績っていうのはあるんですか、それとも、
0:13:52	実績は、
0:13:54	何回かあるんですか。
0:13:57	そして今回それを何台から何台減らすのか、その辺のちょっと教えていただきました。
0:14:09	はい、九州電力の長谷川です。ご質問のうち 1 点目につきまして破損燃料の実績があるかというところにつきまして、ございません。
0:14:19	2 点目で現在の容量につきましては 14 体でございまして、こちらは今回みたいに変更する予定です。以上です。
0:14:44	規制庁宮本です。代用スライド 3 ページ名の方ちょっと移らせてください。
0:14:56	その 96 条の
0:14:59	10(11)で

0:15:02	燃料の
0:15:04	ピット内の燃料の移動にあたってはっていうところを、
0:15:09	そのウランプルトニウム管理木製燃料貯蔵に際していうふうに変えたっていうところのD説明が以前ちょっとうまく理解できなかったところもあってもう一度説明いただけますから、
0:15:27	金州電力もなかなかですね、
0:15:32	はい、変更前の年度の移動にあたっては、今日は使用済み燃料ピット内の燃料を移動するにあたって抵抗配置を防止する措置を講ずることっていうふうに全体の燃料について述べてるんですけども。
0:15:47	キャッピング工事後っていうのは、ウラン燃料に関しては配置そのものはもう
0:15:53	1個前のスライドで言うと領域1領域にどこに入れても構わないので、
0:16:00	ここ配置を防止する措置を講ずることっていうに関しては、MOX燃料だけを考えればいいので、変更後に関してはMOX燃料ちょっと見さしていることにかかっております。
0:16:12	以上です。
0:16:24	きちっとやっぱりつけと確認させてくださいねと、変更前は、例えば初期濃度ですとか、燃焼度そういったものを考慮して配置を
0:16:38	考えてなまこ配置、いわゆる配置を考えていたんですけども、今回のリラッキング
0:16:46	へえ。では等、そういう燃焼度とか、人初期濃縮度っていうのは、
0:16:55	関係なく、
0:16:58	関係ないことからまさにだけをMOX燃料のところだけきちっと配置を考え、
0:17:06	いうことになったとそういう理解でよろしいですか。
0:17:10	九州電力の田中です。その通りでございます。以上です。
0:17:51	規制庁の山本です。次、スライド4ページ目いきまして、
0:17:59	3期に分けて8ブロックを
0:18:05	変えていくという。
0:18:07	ところなんですけども。
0:18:15	その四角囲みの中で、貯蔵い余裕がツカベしており、スイス複数ブロックから抜いて取りかえることが不可能であるため、
0:18:24	というふうに
0:18:27	記載がありまして、一部使用承認を取得したブロックのやつに取りかえるブロックの燃料を移動させて2ブロックっていうふうになって書いてあるんですけども。

0:18:35	鎖線具体的にどういうふうに取りかえていくのかがイメージがいまいちわからなくて、例えば、Cブロック、
0:18:47	取替える場合には、
0:18:52	どのプロジェクトのブロックに燃料移動していったか、そういうちょっとイメージがなかなかない活発にくいんですが、
0:19:00	そこについて説明は可能でしょうか。
0:19:08	JPOWER九州電力の田中です。貧しいブロックについて工事するときを考えると、現在マシクラックが入っている燃料は他なITの減量化や他のラック場所に移動させまして、Cブロックを空にします。
0:19:27	Cブロックを空にしたらCブロックリラッキング工事を行って
0:19:33	信用できるようにするをふやして、そのCブロックに関して、一部使用承認を取得しますと、一部使用承認を取得した支持ブロックに関しては、
0:19:45	燃料棒処分することは考えになりますので、次に工事をするブロックに入っている燃料が、Cブロックに移動させてご報告をからにした後にブロック間健康上やっていって一部使用承認をブロック取得してっていうのを準じ繰り返していく流れになります。
0:20:06	以上です。
0:20:16	来伴うとりあえず確認させてくださいと。
0:20:22	まず、シール 600 から作成する場合には、
0:20:27	多分このシームの部分に入っている謝辞燃料ラックを
0:20:33	これはどのブロックに持ってくるのは、
0:20:41	まだまだ
0:20:43	この確定的に決まってる話ではないということですか。
0:20:48	九州電力の田中です。その通りでございます。
0:20:55	キトーミヤモトです。ただのラックに移動させてたん一旦市からにするちまりラッキング工事のために空にしますと、
0:21:05	カラーにしてSteam使用承認を
0:21:09	通ったら、
0:21:11	Aブロックのものを
0:21:15	入れてくると。
0:21:19	ブロック塀種別を収納されている燃料をCのほうに入れる。
0:21:26	という、そういうことでよろしいですか。
0:21:29	九州電力の田中です。その通りです。
0:22:10	規制庁保たれてすいません。ちょっと先ほど私が複雑に考えていけるかもしれませんか。

0:22:17	例えば最後Hブロック、
0:22:26	の向上するときに、
0:22:29	ニッチブロック置いていたんでこの辺からにする。
0:22:35	ということになると思うんですか。
0:22:37	そうすると、
0:22:40	どこかのランクに移動させなければいけないということになるかったり、一部使用承認を行っている。
0:22:49	CAPにFDのブロックの
0:22:55	また燃料を、
0:22:57	A地域に合った燃料を、
0:23:00	処理燃料ラック入れる。
0:23:02	そういうことを行うとなるんですか。
0:23:10	九州電力の田中です。その通りです。
0:23:14	また追加工事するラックについては、空にして、このラックに一部照射に上げているラックに燃料を入れて、
0:23:25	工事するブロックがそのあと工事をしていくことになります。
0:23:29	以上です。
0:24:03	九州電力の長友です。ちょっと今の工事のところ、一部補足いたします。工事するには、今はこちらの田中のほうから説明した通り、ブロックに入ってる燃料を一度外に出して管理して交換する必要があります。
0:24:19	そして交換してリラッキングステイ容量をふやしたと一部承認をとってそのブロックに入れます。
0:24:27	入れて、また、
0:24:29	次の工事をするブロックを空にします。次の向上を行うときに、1 微小地方承認を取得したブロックだけでなく他のブロックにも入れることも可能です。ともかく向上するブロックを管理する、これを繰り返して 8E
0:24:47	八つのブロックをすべて取りかえて医薬品を進行させると、そういう工事の流れになります。以上です。
0:26:29	規制庁の山形です。すいません。当位置、そしたら 1 別紙を承認を低くしたブロックの
0:26:36	この取材の 5 ページに行くところの
0:26:42	6 が、
0:26:44	鉄筋を
0:26:47	あり得ると。

0:26:56	九州電力の田中です。外にございますなお書き以降が適用されることとなります。以上です。
0:27:17	規制庁の山形ですけど、例えば
0:27:20	一部使用承認方に
0:27:24	あるブロックが一部使用承認、承認、一部使用承認取得後に、
0:27:31	その次のブロック、
0:27:34	の工事のために、
0:27:36	以降のブロックの
0:27:39	リラッキング工事のために、
0:27:42	ブロックから燃料をその事務所にした。
0:27:47	この変更持ってくるといった場合には、
0:27:55	その中には、
0:27:57	変更前の
0:27:59	例えばウラン燃焼度
0:28:01	やっぱりさっきの資料とか、そういったものも、
0:28:06	もう関係なく変更後の規定で、
0:28:10	運用と。
0:28:11	することは問題ないということになるのでしょうか。
0:28:22	九州電力の田中です。その通りでございます。以上です。
0:28:45	規制庁宮本です。
0:28:47	はい。
0:28:51	保安規定の審査基準というのがあるかと思うんですがそれとの
0:28:56	比較的採否といいますか。整合のところを確認したいんですけども。
0:29:09	例えばiPhone保安規定の審査基準の
0:29:24	16号の
0:29:28	1ポツの
0:29:31	-1
0:29:33	③、
0:29:35	重大事故等発生時における
0:29:38	燃取燃料体の著しい損傷防止するための対策に関することですか、
0:29:46	同じく2のリオン
0:29:48	大規模損壊発生時の
0:29:52	貯蔵槽の水位を確保するための対策、燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。
0:29:59	こちらのほうは、

0:30:03	変更が要らないんですよということについて、この補足説明資料で述べられているということによろしいでしょうか。
0:30:14	はい、九州電力の橋本でございます。今おっしゃっていただいた 92 条の第 1 項第 16 号につきまして、重大事故と大規模損壊に係る体制の整備ということで要求がございまして、その中に生じ現状設備の燃料体の著しい損傷防止対策がございまして、
0:30:33	こちらにつきましては、
0:30:36	例えば重大事項であれば離席水が抜けるような事故があった場合に水を補給するような対策をするということで、これらのための設備を配備して、またこれらの点の手順を整備してございますので、
0:30:52	直接的には、今回の領域管理とは関係のない部分だと思っております。したがって、本店の現行の有無というところで重大事故の条文でありますとか 10A 大規模損壊の上部につきましては変更なしということにさせていただいております。以上です。
0:31:16	ちなみに補足補捉説明資料今見てるんですが、
0:31:31	まず、保安規定審査基準と保安規定条文、
0:31:35	そういうところを見ますと、雄一、
0:31:39	該当するのが 8 ページの休憩で。
0:31:43	8 ページの青枠 8 ページの右下の番号の 11 ページ、10 ページのところになってまして。
0:31:55	実用炉規則基準第 53 号関係のところは、
0:31:59	今回 93 条、96 条 90 補助という形で変更はなっていくと。
0:32:04	先ほど質問。
0:32:08	したところっていうのが、通し番号で言うと 11 ページ。
0:32:12	なってまして基準に入っ 56 号。
0:32:16	で、ここについては保安規定条文ですと、
0:32:20	17 条シリーズに書かれていて、特に変更というところは PAR 載っていると。
0:32:28	ねえ。
0:32:29	その辺のところもう本当に細かく記載されているのが、
0:32:40	そのほかございますが、
0:32:48	やはり現行の地形があって、今回こういうことをするので、変更が要らないんですよってところが何かわかるような
0:32:57	ものでございます。
0:33:08	九州電力の橋本でございます。

0:33:11	一つ確認ですけども、この審査基準等の対処以外に説明した資料はあるかというご質問ってということでしょうか。だけど、今回、今、来安定性分掛けで保安規定がありまして、
0:33:26	今回
0:33:30	来軽視先に回答しようなところ。
0:33:34	というところで今救急するということで 90390 補助 96 条
0:33:40	もう変更されてるんですけども。
0:33:43	今のそういう念のための一時損傷率とか、水位の確保とかっていう、
0:33:49	ここに関しては、
0:33:53	変更変わらないんですよっていうところ。
0:33:57	開発いいんですよっていうところは、今回提出いただいている資料の中とか、
0:34:03	はい。
0:34:04	まとめられてるでしょうか。確認。
0:34:10	はい、九州電力の橋本です。今回の稟議してる資料の中では先ほどおっしゃっていただいた 17 条の 67 位かかり資料というのは、特段、準備してございません。
0:34:21	以上です。
0:34:43	九州電力の橋本ですけども、ちょっと補足しますと、今回状況である設置許可からの根底の反映ということで、
0:34:55	右下の 19 ページ以降、準備してございますけども、
0:34:58	こちらに準備してございます資料というのが設置許可迎えラッキング伴いまして変更した箇所に対する条文をこのように、分母として受けますという資料になってございまして、今回上流側の設置許可におきましても、
0:35:16	先ほどの重大事故ですとか、大規模損壊の要求に対する変更中部は変更してございませんので、これに伴いまして保安規定、下部の算出につきましても変更がないという整理になってございます。以上です。
0:35:55	はい。
0:38:48	はい。
0:39:12	すみません原子力規制庁ツカベですけど。
0:39:15	パワーポイント資料の 2 ページ目から、
0:39:20	ちょっと細かいところですけど。
0:39:22	よろしいでしょうか。
0:39:26	はい。お願いいたします。今一番下にガドリリードプラントが発災ってあるんですけど。
0:39:34	それでは、ある意味、自明だと思うんですけど。

0:39:38	これは書いといたほうがいい。
0:39:40	いいということで、そのまま書かれているということによろしいですか。
0:39:47	はい、九州電力なぜかです。こちらの燃料体プールの中で、まず明確化することを目的としておりました、その実態としてその内側、例えば自体ガドリの方がエリアABのほうは反応度としては下がる。
0:40:02	状況にありますがこの流域管理の目的ある。
0:40:08	未臨界の維持というところにつきましても、またガドリニアを含めてウラン燃料として評価しておりました、それを一概にいえることは問題ないと電流でこの中で包絡的な評価をしているということで、より明確化するために、この記載を変更前から従前より記載してございます。以上です。
0:40:25	静聴使えるですわかりました。変更前であればその%まで書いてあるので、ある程度意味を持ってたと思うんですけどもケンコーコムもあそこ残しておいたほうがいいという。
0:40:37	判断と理解しました。
0:40:40	で、推定その3ページ目のほうで、
0:40:44	先ほど、
0:40:46	御説明は、MOX燃料だけですよという御説明だったんですけど。
0:40:52	ただその一方、年金領域管理をしているものについては、XIで書かれている変更前の記載っていうのがあるする電力共通になっていて、そこをちょっと書きかえられた意図というのが、
0:41:08	いまいわからないなと思っていて、というものを等々両括弧、上の両括弧の中で、
0:41:16	ちゃんと別添 98 時間になることを確認した配置というものが計画として定まって、その上で後背地にはしないようにしますよというのか、地域じゃないかなというふうに普通 4 読むと思うんですけど。
0:41:32	その上でそのMOXだけ。
0:41:35	ですという、他はどこに入れてもいいんです。
0:41:39	ていただきたいどこに入れても怖いでもいいような、今日の説明にも先ほど取ってしまったんですけど。
0:41:46	そういう意図ではないと思うんですけど、積極的に買い買いに行かれた理由を教えてください。
0:42:04	はい、九州電力の長谷川です。今回の粒径リラッキングに伴いまして領域管理の対象として、ウランはどこにでも受けるというところがより何といった燃料を移動する貯蔵する際には、5日5時の措置できるのかっていうところも対象に評価する目的でこういった記載としてございます。

0:42:25	以上です。
0:42:28	その採算の上で、その計画を立てて管理するということとの整合っていうのは考えられたんでしょうか。
0:43:15	あとまたもう一つそのかそもそもウラン燃料についても配置の方をして今後しなくなるんですかという
0:43:24	質問です。
0:43:27	はい。河成ウラン燃料につきましては今後リラッキング工事の仕様種、一部使用承認前には5ページに記載してございます付則において、従前の、それ以前は従前の例によるというところから、現行の記載が行きまして、裏に対しても、
0:43:47	領域管理や対象となります。一方で夜勤空港の一部承認後使用承認もにつきましては変更後の記載のみが維持こだわりなりぐらい台車領域管理の対象外となります。
0:44:04	1、15のほうにつきましては技術に課長、技術課長が仕事して就任日との間の燃料配置を行う場合の配置を行う場合に、
0:44:15	そういった
0:44:17	ちゅ出て来味方なことを確認するってことを規定してございまして、実際に動かす際には、保修課上は対象がMOX、
0:44:26	ある場合はその貯蔵2000CC英語が一応防止措置を講じることを規定してございます。以上です。
0:44:33	ドップラ不燃量はどうなるんですか。何燃料の場合は、
0:44:38	こそ後背地の防止の措置というのは違うわけですか、ボックスと。
0:44:52	11号につきましてはRicker波の臨界防止の観点から、記載してございましてそういった観点でのヘッジ方針につきましては対象がMOX燃料に限られることが現行規制としてございます。
0:45:04	以上です。
0:45:07	そもそも何で領域管理するんですかってそれをやるにあたって当然違うところに入れないんですというのが、
0:45:15	おんなじ話してますけど、セットだと思っていて、ちょっと何かすごく狭めた。
0:45:22	管理をされている印象を受けていて、あと実際にそういう管理を
0:45:27	されるのかというところが知りたいところです。
0:45:37	すみません縛るた記載というよりは実態として、裏につくつについては今後愛知ほぼ施設長講じる姿勢は臨界の観点から必要なくなるといったところはございまして、先ほどのご質問にもございましたそもそもなぜ臨界領域管理を

0:45:53	実施しているのかということにつきましては、より反応度の高いMOXメニューについて外側に配置を貸せ開始する箇所を限定することでラック分の中での中性子の漏れ外へのお礼を大きくすると。
0:46:08	得たところから流域管理を実施してございます。
0:46:12	そしてわかった上で聞いていて、その運用としてどうですかということ聞いていて、しかもその課長が担当する課長が違って、その上の方で計画を立てて、実際補修第2課長さんが
0:46:28	入れる作業されるというにあたって、そんな時のこそ個配置っていうのは僕避ける考えればいいんですというのは何でそういう考えになるんですかという質問です。
0:48:01	はい。
0:48:37	九州電力の長谷川です。ただここに記載している趣旨としては先ほど申し上げた通り対象限定する井鳥でございましたがご指摘増えまして、ちょっと再度弊社内で検討させていただきます。以上です。
0:48:52	発表と入った考え方ちゃんと整理していただければいいと思います。
0:48:58	あと8ポイントの4ページ目のほうで、
0:49:02	店頭許可、工認の段階では主にそのリラッキング後の
0:49:09	臨界評価について、
0:49:11	結果とかもお示しいただいていたんですが、実際そのリラッキング工事期間におけるその臨界評価というのは、それぞれ
0:49:23	どのタイミングでやられるんですか、学区域結構交換するために、
0:49:30	その実際臨界評価をしてみたいという形になるのでしょうか。
0:49:37	はい、九州電力は前回はです。こちらの
0:49:40	工事計画の中の補足説明資料の中でもござい実現してございましてこちらです
0:49:47	ブロックごとの記者が、それぞれ異なりますので、それぞれエリアキング前とリラッキングを載せ台のラックを制定のメニュー仕事で溢水が入る楽を合わせた状態を模擬して臨界計算を実施しておりまして、
0:50:04	それでも、リラッキング前の
0:50:07	実効増倍率1化することを確認してございまして、
0:50:13	包絡的な値を持ちまして、工事期間中の臨界管理につきましてはすべて右下の実効増倍率が
0:50:21	十分未臨界になるということを御説明してございます。
0:50:25	以上です。
0:50:27	ツカベや水素すいませんそうでしたかの工認の中でいたので思い出しました。

0:50:36	最後に不足のところの記載で、
0:50:41	時は記載のぶりだけなんですけど、
0:50:45	そう。
0:50:51	不足が今回ちょっと補正されてるのはされてますけど、従前の例を、資料のほうに書かれていて、これを見ると信連の露頭だけの
0:51:02	条文が引かれているんですけど、
0:51:05	これは何か意味があるんですけど、その他の
0:51:08	取りかえであるとか、使用済み燃料の貯蔵とかについて、
0:51:14	#NAME?
0:51:18	この最後の付則のところ、
0:51:22	93 条だけを書かれている理由って何かあるんでしょうか。
0:51:28	九州電力の仕事でございます。すべての条文が入ってるかと思うんですけども。
0:51:36	申請書の補正申請書が見ていただきますと、すみません、排他性のことで、
0:51:43	私が前産業以下 26 条まですべて入ってるかと思うんですけども、わかりました。すみません。発言ありました。
0:51:53	はい。私から以上です。ありがとうございました。
0:52:15	規制庁宮本です。こちらからは以上となるんですけど、皆さんの方から何か
0:52:23	ございますか。
0:52:27	はい。
0:52:30	きちりの橋本です。こちらから特にございません。
0:52:34	そこは規制庁ミヤモトです。わかりました。事務的な今後の話についてはまた決まり次第御連絡いたしますので、よろしく願いいたします。では、今日はこれヒアリングをさせていただきます。ありがとうございました。
0:52:49	ありがとうございました。
0:52:52	はい。